

中小事業者等が機械および装置を取得する場合の固定資産税特例活用の流れ①（通常取得）

参考資料1

- ① 中小事業者等は計画の申請書と工業会等による仕様等証明書を添付し、経済産業局等（業種によっては他省庁）へ提出。
- ② 経済産業局等は、計画を認定し、中小事業者等に計画の認定書を交付。
- ③ 中小事業者等は計画の申請および認定書の写しならびに工業会等による仕様等証明書の写しを提出し、固定資産に係る申請・納税を行う。

（リース取引以外で）中小事業者等が機械および装置を通常取得する場合

